

2025 年度学会発表支援経費の運用方針について

情報学学位プログラム及び図書館情報メディア研究科(以下、「学位プログラム等」という)における学会発表支援経費の運用については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 情報学学位プログラム及び図書館情報メディア研究科に所属する大学院生、研究生(以下、「院生等」という)が学術的な会議で研究成果を発表する際の費用(の一部)を支援することで、院生等の対外活動を活性化することを目的とする。
2. 公開される論文等には、「筑波大学 情報学学位プログラム」、「筑波大学 図書館情報メディア研究科」あるいは「筑波大学」「筑波大」など所属を明記すること。明記されていない場合は申請を行えない。
3. 1回の支援額の上限は、発表する目的地で決定し、支援額の上限は別表のとおりとする。対象は、学会参加費・旅費・宿泊料・OSSMA 会費・英文校閲費用とし、これらの合計額を越えない範囲で支援する。宿泊料は「筑波大学出張及び旅費に関する規則施行規定」の定額を上限とし、日当は支給しない。
4. 年度内の複数回の申請は認めるが、年度 1 人あたりの総支援額の上限は 21 万円とし、2 回目以降の申請で 21 万円を上回った場合は上回った額は支給しない。
5. 院生等は年間 1～2 回程度の支援を受けられることを目指すが、予算の執行状況によって見直しを行う場合がある。
6. 申請は、発表することが確定した日以降に受け付け、出発の前日までに手続きが完了していること。申請書類にその旨が明らかとなる第 3 者からの書類(採択通知、メール連絡、ウェブページ等)を添付すること。なお、出発日を過ぎた申請は認めない。
7. 国際会議での発表支援を申請する際は、筑波大学及び学外の財団等、学位プログラム等外の組織が提供する助成プログラムへの応募を奨励し、併給を妨げない。また、併給する場合においても、「筑波大学出張及び旅費に関する規則施行規定」に則り旅費を支給する。
8. 学会発表時を含めて休学中の院生等は申請できない。また、1 件の発表に対して登壇発表する 1 名のみが申請できる。
9. 英文校閲支援に係る具体的な内容については、「英文校閲支援の運用方針について」を参照のこと。
10. 運用方針に不明点がある場合は、図書館情報エリア支援室に申し出ること。情報学学位プログラムリーダーと図書館情報エリア支援室の協議によって決定の上、回答する。
11. 本運用方針は、2025 年4月1日にさかのぼって適用する。

別表

目的地(国内発の場合)	支援可能額の上限
国内・オンライン	40,000 円
東アジア	50,000 円
東南アジア・南アジア・中央アジア・オセアニア	100,000 円
欧州・北米・その他	150,000 円

地域区分は「はばたけ！筑大生」の地域指定額の区分に準拠する。

以上